

質疑応答要旨

No	質問	回答
1	包括管理事業者はどのように選定するのか。	プロポーザルによる選定を予定している。参加条件や仕様書等は今後、サウンディング型市場調査等も行い決定していく。
2	包括管理事業者は市内の事業者がなるのか(募集の際に市内要件は設けるのか)。	包括管理事業者として決定した事業者には市内に事業所を置いてもらう予定だが、ノウハウのある事業者を広く募りたいため、応募段階では市内要件は設けない予定。
3	特殊な業務で包括管理の対象外業務となるものはあるか(例えばし尿汲み取り)。	全ての業務が包括管理の対象となるものではない。し尿汲み取りは対象外の業務となる予定。
4	保守点検や修繕の費用とは別にマネジメント費を包括管理事業者に支払うと、市の費用負担は増えるのではないか。	マネジメント費としての委託料は増えるが、職員が施設の維持管理に費やしていた時間等の負担(行政コスト)が減り、施設所管課が本来業務に振り向けることによる行政サービスの向上が図られるため、メリットがあると考え。
5	再委託先に支払われる保守点検や修繕等の受注額が圧迫されるのではないか。	保守点検や修繕等の業務に係る経費とは別にマネジメントに係る経費を支払うこととなっており、業務に係る経費は余ったら精算することを想定しているため、受注額が圧迫されることはないと考え。また、モニタリング等で発注状況等を市も監視していく。

6	対象施設に市営住宅が入っていないのはなぜか。	市営住宅は、指定管理者制度を導入しており、維持管理等は指定管理者が実施することになっているため、対象外としている。
7	包括管理事業者はどういった会社を想定しているのか（自身の会社が包括管理事業者になることは可能か）。	他自治体の事例では、ビルメンテナンスの会社が受託していることが多い。応募条件の詳細は今後決めていくが、包括管理事業者はプロポーザルによる選定を予定している。
8	施設の不具合連絡が入った際に修繕の判断は包括管理事業者がするのか。	まずは包括業管理事業者が判断することとなるが、修繕の実施に当たっては、市の承認を必要とすることを想定している。
9	修繕の予算が不足する場合は、施設の修繕は実施しないこととなるのか。	各施設所管課の保守点検や修繕等の予算を集約することで、予算規模は大きくなるため、そのような状況は起きにくくなると考えている。また、仮に包括管理事業者の予算が無くなった場合も、安全性に関わる緊急的な修繕は市の予算で実施する。
10	包括管理業務委託のメリットは説明の中であったが、デメリットはないのか。	一般的には、市の施設所管課が施設管理に疎くなることがデメリットといわれるが、包括管理業務委託導入後も、市側の承認が必要な仕組みや、モニタリング、定例会議等で施設所管課も引き続き施設に関与する仕組みとすることで、デメリットは解消されると考えている。